

## ＣＴＹ 安心カメラサービスに関する利用規約

株式会社シー・ティー・ワイ（以下「ＣＴＹ」といいます。）は、ＣＴＹが指定するネットワークカメラ機器（以下「安心カメラ」といいます。）を利用したオプションサービス（以下「本サービス」といいます。）をこの利用規約（以下「本規約」といいます。）に基づき提供します。

### 第１条（提供の開始）

ＣＴＹと加入者との間の本サービスの提供は、「ＣＴＹインターネット接続サービス契約約款」に基づく加入者が、「ＣＴＹインターネット接続サービス料金表」及び本規約の内容を了承した上で、ＣＴＹに対し、ＣＴＹ所定の文書により本サービスの申込を行い、当該文書をＣＴＹが受理したときに提供を行うものとします。

### 第２条（本サービスの利用及び課金）

本サービスの利用開始日は、安心カメラの設置工事完了日とします。課金開始日は、工事完了日の属する月の翌月を起算月とします。ただし、提供を開始した日と契約の解除があった日の属する月が同月の場合、提供を開始した日から起算するものとします。

### 第３条（本サービスの解約）

加入者は契約を解約しようとする場合、ＣＴＹ所定の方法により通知していただきます。

２ 解約の場合、ＣＴＹはサービスの提供を停止、機器等を撤去し、加入者は、ＣＴＹが指定する撤去費用を負担します。ただし、撤去にともない加入者が所有もしくは占有する敷地、家屋、構築物等の回復を要する場合には、加入者が自己の負担でその復旧工事を行うものとします。

３ 加入者は本条に定める解約の場合、本機器を回収させていただきます。なお、ＣＴＹに返却がない場合は、ＣＴＹは、料金表に定める機器補償料を請求します。

４ 加入者は、契約を解約した場合、加入契約の解約に伴う別に定める工事費をお支払いいただきます。

### 第４条（本サービスの解約日及び課金終了月）

本サービスの解約日は、安心カメラがＣＴＹに返却された日（または指定業者による工事完了日）としますが、解約日の属する月の課金を行うものとします。

### 第５条（最低利用期間）

本サービスの契約期間は36か月間とし、加入者からの解約がなく、この期間を満了したときは、従前と同一条件にて本サービスの利用契約を更新するものとします。更新後においては、契約期間は定めのないものとします。

### 第６条（違約金）

本サービスに解約時の違約金はありません。

### 第７条（機器の提供、設置および費用負担等）

ＣＴＹが本規約に基づき本サービスを提供するために必要な工事は、ＣＴＹまたはＣＴＹの指定する業者が行うものとし、加入者は、設置または設置場所の変更にかかる費用を負担するものとします。

２ 加入者は、使用上の注意事項を厳守して安心カメラを維持管理するものとします。

### 第８条（設置場所の変更）

加入者は、次の場合に限り機器等の設置場所を変更できるものとします。

（１）変更先が同一敷地内の場合

（２）変更先が、ＣＴＹがサービスを提供している区域内であり、技術的に可能な場合

２ 加入者は、前項の規定により機器等の設置場所を変更しようとする場合は、ＣＴＹにその旨を文書にて申し出るものとし、変更に必要な費用は加入者が負担するものとします。また、これにともなう工事は、ＣＴＹまたはＣＴＹの指定する業者が行うものとします。

### 第９条（機器等の貸与）

ＣＴＹは、加入者に安心カメラを貸与します。

２ 加入者は、使用上の注意事項を厳守して維持管理するものとします。

３ 加入者が故意または過失により機器等を故障、滅失、毀損させた場合は、ＣＴＹは加入者に対し、その損害賠償を請求することができるものとします。

４ 加入者は、ＣＴＹが必要に応じて行う場合がある機器等の交換、バージョンアップ作業の実施に同意し、協力するものとします。

５ ＣＴＹが本規約に基づいて貸与する機器等、および設置する設備に必要な電気等は加入者から提供していただきます。

### 第１０条（映像データの管理責任）

本サービスにより安心カメラに内蔵される記録媒体に録画された映像の所有権は、本サービスの工事が完了した日をもって加入者に帰属するものとし、加入者は、本サービスにより録画された映像の管理について責任を負うものとします。また、警察等の第三者から映像データ提供を求められた場合、加入者は加入者の判断でこれに対処するものとします。

２ 本サービスにより録画される映像は、永年に蓄積されるものではなく、安心カメラに内蔵される記録媒体の容量に応じて、順次上書きされてい

くものであることを加入者はあらかじめ承諾するものとします。

#### 第 1 1 条（設置情報の提供）

C T Y は、本サービスの提供にあたり、安心カメラを設置した場所、本サービスの加入者の住所、氏名、電話番号などの設置情報を警察に提供するものとします。

#### 第 1 2 条（禁止事項）

- (1) 本サービスを、犯罪行為その他の反社会的行為、もしくはこれを予告・関与・助長するために用いること
- (2) 本サービスを、他人の権利、プライバシーの侵害、個人情報の不正取得、その他不正の目的をもって利用すること
- (3) 本サービスを、ストーキング行為を行う等、方法のいかんを問わず、第三者に対する嫌がらせに利用すること
- (4) 本サービスに関連して使用される C T Y または第三者の著作権、商標権その他一切の権利を侵害する行為、またはその恐れのある行為をすること
- (5) サーバーもしくはネットワークを妨害したり混乱させたりすること
- (6) C T Y または他人（他の加入者を含み、以下同様とします。）の産業財産権（特許権、商標権等）、著作権、企業秘密等の知的財産権を侵害する行為
- (7) C T Y または他人の信用もしくは名誉を侵害し、または他人のプライバシー権、肖像権その他一切の権利を侵害する行為
- (8) 本サービスの運営・提供もしくは他の加入者による本サービスの利用を妨害し、またはそれらに支障をきたす行為
- (9) 本サービスを商業目的で使用する行為（ただし、C T Y が別に定めるものを除きます。）
- (10) 法令または公序良俗に違反する行為
- (11) コンピュータウイルスなど、有害なプログラム・スクリプトを誘導する行為
- (12) その他、C T Y が不適当と判断した内容または行為

2. 加入者は、C T Y と別段の合意がある場合を除き、C T Y が提供するインターフェース以外の手段で本サービスにアクセスしない（またはアクセスを試みない）ことに同意するものとします。

#### 第 1 3 条（免責事項）

加入者による本サービスの利用に起因して発生したいかなる損害についても、C T Y は何人に対しても責任を負わず、加入者がその責任においてこれを処理、解決するものとします。

2 安心カメラおよびスマートフォン等通信端末機器の交換、故障、滅失、毀損、不具合、またはインターネット接続サービスに係る設備その他の電気通信設備の不具合等、あらゆる原因により、正常に通信および録画ができなかった場合の補償、及び直接・間接の損害に関して、C T Y は一切の責任を負わないものとします。

3 スマートフォン等通信端末機器の OS および専用アプリケーションのバージョンアップに起因して正常に利用および録画ができなかった場合に関して、C T Y は一切の責任を負わないものとします。

4 C T Y が必要に応じて行う場合がある機器等の交換、バージョンアップ作業に起因して生じた機能の変更等に関して、C T Y は一切の責任を負わないものとします。

5 加入者による本サービスの利用および録画映像の管理に起因して第三者との間で生じた紛争等に関して、C T Y は一切の責任を負わないものとします。

6 本サービスの内容および加入者が本サービスを通じて得る情報等について、C T Y はその完全性、正確性、確実性、有用性のいかなる保証も行わないものとします。

#### 第 1 4 条（本規約の変更）

C T Y は、以下の場合に、C T Y の裁量で民法 548 条の 4 の規定により本規約を変更することができます。

- (1) 本規約の変更が、加入者の一般の利益に適合するとき。
- (2) 本規約の変更が、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。

2 C T Y は前項による本規約変更にあたり、変更後の本規約の効力発生日の一月月前までに、本規約を変更する旨及び変更後の本規約の内容とその効力発生日を C T Y ウェブページ（<https://cty-cns.jp/>）に広告します。

3 変更後の本規約の効力発生日以降に加入者が本サービスを利用したときは、加入者は、本規約の変更に同意したものとみなします。なお、本サービスの提供条件は、変更後の本規約によります。

#### 第 1 5 条（協議等）

本規約に定めのない事項については、C T Y インターネット接続サービス契約約款を適用するものとします。

2 加入者及び C T Y は、本規約の各条項に疑義が生じた場合、誠意をもって協議の上解決するものとします。

本サービスでは、以下のサポートがご利用いただけます。「C T Yインターネット接続サービス料金表」に定める月額利用料に含まれるサポート範囲と有償サポートとなる範囲、及びその他ご了承ください事項は、以下のとおりとなります。

【本サービス月額利用料に含まれる対応内容】

- ★ 安心カメラの貸与
- ★ C T Yインターネットサポートセンターの電話サポート
- ★ 貸与期間中の安心カメラ故障による出張交換作業で機器故障の原因がお客様の責によらないもの

【有償となる対応内容】

- ★ 安心カメラ機器補償料（21,600 円（税込 23,760 円））
- ★ 初回設置訪問時の安心カメラ設置・初期設定費用（16,200 円（税込 17,820 円））
- ★ 初回設置訪問時の安心カメラ追加設置・初期設定費用（10,800 円（税込 11,880 円））
- ★ 安心カメラ機器撤去費用(10,800 円(税込 11,880 円)
- ★ 機器故障以外の出張費用
- ★ 設置工事に係る特殊工事費用等

【免責とさせていただく内容】

- ★ 無線L A N (W i - F i ) の性格上、ご利用される建物の材質、構造、電磁波（電子レンジ等）の影響により安心カメラの通信が不安定になる場合があります。また、何らかの不具合により通信ができなかった場合の損害について、C T Yは一切の責任を負いません。

※表記の税込価格は消費税率 10% の価格です。

消費税法の改定により消費税率の変更があった場合は変更後の税込価格で精算させていただきます。